

## 別添資料

# 横須賀市立市民活動サポートセンター R8 業務仕様書例集

- 1 この業務委託仕様書例は、再委託を行わず、指定管理者が自ら実施する場合は必要ありませんが、業務内容及び回数等はこれを基準としてください。
- 2 この仕様書例を上回る業務内容の充実及び回数の増加等は、応募者の考えによりますが、指定管理者に指定された場合は提案水準の業務を実施することが義務づけられます。

1. 設備全般日常点検業務	19
2. 空調機等保守管理業務	24
3. 自動ドア保守管理業務	25
4. 警備業務	26
5. 清掃業務	27
6. 産業廃棄物収集運搬業務（参考）	42

- (6. 産業廃棄物収集運搬業務は、横須賀市の契約を参考とした業務内容を明示しています。当該仕様書（例）を参考に業務を実施してください。)

## 設備全般日常点検業務仕様書（例）

本件業務委託は、横須賀市立市民活動サポートセンターの設備の維持保全に必要な点検を行うものであり、受託者（以下、「乙」という。）は委託者（以下、「甲」という。）の指示及びこの仕様書に基づく業務を実施しなければならないものとする。なお、本仕様に記載のない設備・機器の管理基準については、メーカーが推奨する保守基準等を参考にする。

1 場 所 横須賀市本町3-27  
横須賀市立市民活動サポートセンター

2 期 間 令和〇年4月1日から令和〇年3月31日

## 3 内容及び回数

## (1) 日常巡視点検

イ. 日常巡視点検は、運転及び監視業務に付帯して行う業務とし、目視など五感による点検を基本とする。

ロ. 日常巡視点検で行う業務の範囲は、腰道具その他の携帯工具を用い、脚立程度の足場等により実施可能な範囲の業務とする。

ハ. 点検に際しては、点検項目に記載の事項のほか、保守点検の作業性及び防災・保安上の観点から「周囲の障害物の有無等」全般に共通して実施する。

## (2) 点検周期

イ. 日常点検周期は、設備機器等の正常状態における標準を示しているが、機器の経年、損耗の程度を考慮して設定する。

ロ. 「都度」とは、定期的な周期を定めず、状況により実施することを示す。

## 4 点検結果に対する処置

乙は、日常巡視点検の結果、不備な箇所や状態を発見した場合は、必要な清掃、調整、或いは軽度な補修等の処置を施す。

## 5 記録・報告

乙は、日常巡視点検業務を実施した場合は、その結果を記録する。

## 6 その他

(1) 乙は、作業実施にあたって、責任者を配置し、作業中における事故、建物備品等の損傷に注意し、他の作業員の指導監督をする。

(2) 乙は、作業を利用者等に迷惑がかからないよう十分配慮して行う。

(3) この仕様書に定めのない事項又はその他で疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

## 設備日常巡視点検基準

### 1. 電気設備

機器名	点検項目	点検周期						
		日	月	年 6	年 3	年 2	年 1	都 度
幹線・ バスダクト等	(1) 汚損、損傷、変形、過熱、変色の有無 (2) 支持金物の取付状態の良否		☆					
分電盤	(3) 外観の汚損、損傷の有無 (4) 盤内外取付器具類の異常の有無 (5) 接続端子部の点灯状態確認 (6) 信号灯、表示灯の点灯状態確認 (7) 照明用リモコンランスの過熱の有無		☆					
制御盤 及び操作盤	(1) 外観の汚損、損傷の有無 (2) 表示灯類の点滅状態確認 (3) 異音、異臭の有無 (4) 端子部の緩み、変色、過熱の有無 (5) 計器表示値の確認と記録		☆					
照明設置・コンセント 及び管球交換	(1) 器具外観の汚損、損傷の有無 (2) 器具取付状態の良否 (3) 機器使用状態の良否 (4) 照明器具の不点の点検及び管球の交換 (5) 予備管球の管理	☆	☆					☆
絶縁測定	(1) 分電盤、制御盤、操作盤の絶縁測定 (2) 測定結果の報告 実施時期：毎年3月（共用部分の 電気設備年次点検、全停電と同日）						☆	☆

2. 空調設備 - 1

機器名	点検項目	点検周期						
		日	月	年 6	年 3	年 2	年 1	都 度
空調機 コールフィルター1本 中性能フィルター4個	(1) エアフィルターの汚れ、付着物、破損の有無 (2) 温湿度感知器の設定値の確認 (3) ボリュームダンパーの開度の確認 (4) ケーシング部、保温材の破損の有無 (5) 自動制御装置の機能の良否 (6) 各種配管損傷、水漏れの有無 (7) ドレパンの汚れ、配水管の詰りの有無 (8) コイル表面の汚れの有無 (9) ポンプ及びバルブ類の作動の良否 (10) 吹出口の汚れの有無 (11) モーターベルトの状態確認 (12) 電流系の指針確認 (13) ロールフィルターろ材交換 (14) 中性能フィルターろ材交換 (15) 新ろ材購入及び使用済みろ材廃棄処理 交換時期：差圧計及び巻取り機の警報 による（概ね2年間）		☆					
加湿装置 (冬季暖房時)	(1) 異音の有無 (2) 噴射ノズルの噴射状態の良否 (3) エリミネーターの汚れ、破損の有無 (4) 配管の損傷、水漏れの有無		☆					
エアフィルター (オートロール型)	(1) 巻取り装置（シャフト、ガイドコイル、チェーン、ギア）の機能確認 (2) 差圧検地管の汚れの有無の確認 (3) 自動制御装置の確認		☆					

2. 空調設備 - 2

機器名	点検項目	点検周期					年度	
		日	月	年 6	年 3	年 2		年 1
送風機及び 排風機	(1) 電流計の指針確認 (2) 羽根車、ケーシングの汚れの有無 (3) 異音、振動、ボルトの緩み等の有無 (4) 錆び、腐食の有無 (5) Vベルトの伸張度の適否 (6) 軸受温度の適否		☆					
ファンコイル ユニット	(1) 送風機の外観点検 (2) コイル表面の汚れの有無 (3) ドレンパンの汚れ、配水管の詰りの有無		☆	☆				
プレフィルター 35 枚 中性能フィルター 35 個	(4) ドレンパン清掃 (5) プレフィルター清掃 (6) 自動制御装置の機能の良否 (7) 温度設定 (8) 中性能フィルターろ材交換 (9) 中性能フィルターろ材購入 (10) 新ろ材購入及び使用済みろ材廃棄処理 交換時期：外観点検の結果による (概ね2年間)			☆			☆	☆
天吊り型 シロッコファン (2台)	(1) 吸気口、排気口の点検 (2) 異音、振動、ボルトの緩み等の有無 (3) 錆び、腐食の有無		☆					☆

### 3. 給排水衛生設備

機器名	点 検 項 目	点検周期					都 度	
		日	月	年 6	年 3	年 2		年 1
フラッシュ弁	(1) 詰りの有無 (2) 水量調整 (3) 水漏れの有無		☆					
大、小便器及び 洗面器	(1) 亀裂、破損の有無 (2) 排水状態の良否 (3) 水漏れ有無 (4) 軽微な詰りの修理 (5) 水量調整 (6) 自動水洗装置の機能確認		☆					☆
排水管	(1) 水漏れの有無 (2) 排水状態の良否		☆					
電気温水器	(1) 湯温の点検 (2) 電流、電圧の点検 (3) 損傷による漏水の有無 (4) ヒーターの通電状態の確認 (5) 圧力逃し弁の機能確認 (6) ブロー		☆					

## 空調機等保守管理業務委託仕様書（例）

本件業務委託は、横須賀市立市民活動サポートセンターの空調機等の保守管理を行うものであり、受託者（以下、「乙」という。）は委託者（以下、「甲」という。）の指示及びこの仕様書に基づく業務を実施しなければならないものとする。

- 1 場 所 横須賀市本町 3-27  
横須賀市立市民活動サポートセンター
- 2 期 間 令和〇年 4 月 1 日から令和〇年 3 月 31 日
- 3 目 的 横須賀市立市民活動サポートセンター空調機等の保守管理点検を行い、正常な運転を維持することを目的とする。

#### 4 業務内容

下記の空調機等についてその機能を十分発揮するよう点検を行う。また、不時の故障等に対し必要な措置を講ずる。

対象機器	台数	点検回数
エアハンドリングユニット	7 台	4 回 (〇年 6 月、9 月、12 月、〇年 3 月を予定)
外調機	1 台	
電気温水器	1 台	1 回 (〇年 12 月を予定)

#### 5 その他

- (1) 乙は業務終了後速やかに甲に結果報告書を提出すること。
- (2) 乙は本仕様書に基づくほか、甲の指示に従い業務の完遂を期すること。

## 自動ドア保守管理業務委託仕様書（例）

本件業務委託は、横須賀市立市民活動サポートセンターの自動ドアの保守管理を行うものであり、受託者（以下、「乙」という。）は委託者（以下、「甲」という。）の指示及びこの仕様書に基づく業務を実施しなければならないものとする。

- 1 場 所 横須賀市本町3-27  
横須賀市立市民活動サポートセンター
- 2 期 間 令和〇年4月1日から令和〇年3月31日
- 3 目 的 横須賀市立市民活動サポートセンター自動ドアの保守管理点検を行い、正常な運転を維持することを目的とする。
- 4 業務内容  
自動ドアについてその機能を十分発揮するよう点検を行う。  
ドアエンジン装置2台  
（寺岡オートドア㈱寺岡ドアエンジン SOV - 200K）  
（修繕等でエンジン型式の変更があった場合は、取付けたものとする。）  
期間内3回（4ヶ月に1回）保守点検  
実施予定 令和〇年7月、11月、令和〇年3月  
なお、不時の故障に際しては速やかに修理を行う。
- 5 その他
  - （1）乙は業務終了後速やかに甲に結果報告書を提出すること。
  - （2）修理に際して部品交換が必要な場合は、部品にかかる経費は甲の負担とする。
  - （3）乙は本仕様書に基づくほか、甲の指示に従い業務の完遂を期すること。

## 警備業務委託仕様書

本件業務委託は、横須賀市立市民活動サポートセンターの警備を行うものであり、受託者（以下、「乙」という。）は委託者（以下、「甲」という。）の指示及びこの仕様書に基づく業務を実施しなければならないものとする。

### 1. 対象物件

所在地 神奈川県横須賀市本町3-27 ベイスクエアよこすか一番館1階  
名称 横須賀市立市民活動サポートセンター

### 2. 業務内容

- ア) 機械警備 警報通信装置及びこれに付帯する警報機器による警備業務。  
イ) 巡回警備 施設にかかる火災、盗難、各種設備、その他不法行為による異常の有無の確認業務及び異常事態発見時の処置業務並びに必要なに応じ緊急連絡先、警察、消防機関等への報告通報業務。

- ①施錠確認と処置
- ②火気点検と処置（初期消火）
- ③不審者対応
- ④盗難等の早期発見と関係連絡先への通報連絡 など

### 3. 警備期間 令和〇年4月1日～令和〇年3月31日

4. 本仕様に定めのない業務実施に係わる事項については必要の都度、甲乙協議のうえ、取り決めるものとする。

## 清掃業務委託仕様書（例）

本件業務委託は、横須賀市立市民活動サポートセンターの清掃を行うものであり、受託者（以下、「乙」という。）は委託者（以下、「甲」という。）の指示及びこの仕様書に基づく業務を実施しなければならないものとする。

- 1 清掃場所 横須賀市本町 3-27  
横須賀市立市民活動サポートセンター
- 2 契約期間 令和○年 4月 1日から令和○年 3月 31日
- 3 清掃時間 午前 9時 00分から午前 10時 30分（\*任意です）
- 4 目 的  
美観・衛生的に庁舎等の建物を良好な状態に維持することを目的とする。
- 5 一般事項
  - ①清掃業務の範囲
    - (1)家具、什器等（椅子等軽微なものを除く）の移動は、特記がない限り別途とする。
    - (2)次にかかげる部分の清掃は、特記がない限り省略できる。
      - ア ロッカー、家具等があり清掃不可能な部分
      - イ 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分
  - ②臨時及び緊急の措置  
臨時及び緊急に清掃が必要になった時は、甲が定めた監督員と、乙が定めた作業責任者が協議を行い決定する。ただし、軽微な清掃については、監督員の指示に従うものとする。
  - ③清掃業務の確認  
清掃業務終了後、作業責任者は監督員に報告し確認を受ける。
  - ④資機材等の保管  
資機材は、甲より指示された場所に、整理し保管する。
  - ⑤鍵の使用  
部屋等の「鍵」を使用するときは、甲の承認を得て使用し、作業責任者が責任をもって保管し、使用後は直ちに返却する。
  - ⑥服装  
作業従事者は、乙の被使用者であることが確認できる作業衣又は腕章等を常に着用するか、甲の指定した腕章等を着用する。
  - ⑦秘密の保持  
乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

⑧設備等の使用

乙は、甲が業務遂行上必要と認める設備等について、甲の承認を得て使用することができる。

⑨時間外作業

乙は、甲の承認を得て時間外に作業することができる。

⑩定期作業

乙は、定期作業を行うときは、事前に甲の承認を得る。

6 清掃に伴う注意事項

- ①作業に当たっては、常に火災、盗難、その他事故の発生予防に十分注意する。
- ②作業中に建物、什器等を毀損したときは、乙はその旨を甲に速やかに報告し、指示に従い速やかに復旧する。
- ③作業は静粛を保ち、市民等に十分配慮し行う。
- ④使用する資機材は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用するものとし、又清掃場所に応じたものを使用する。

7 用語

①日常清掃

日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務

②定期清掃

月単位、年単位の長い周期で定期的に行う清掃業務

③追加清掃

日1回の日常清掃後に行う2回目以降の補足的な清掃業務

④床の分類

弾性床…ビニール床タイル、ビニール床シート、ゴム床タイル等

硬質床…陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル等

繊維床…カーペット、じゅうたん、たたみ（日常清掃のみ）等

8 支払い方法

- ・各月末締めをもって乙の請求により甲は精算する。
- ・各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終月に精算するものとする。

9 その他

本仕様に定めのない事項については、甲、乙協議して決めるものとする。

床の日常清掃

清掃場所	区 分	項 目	作業内容
風除室	磁器質タイル	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
交流サロン 活動紹介コーナー ミーティングコーナー ワーキングコーナー 事務室 便所通路 自販機コーナー	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		部分水拭き	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
便所 SK 室	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		全面水拭き	床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
湯沸室	弾性床	除塵	自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。
		全面水拭き	床全面をモップで丁寧に拭きあげる。
多目的ルーム	弾性床	除塵	真空掃除機で丁寧に吸塵する。
キッズコーナー	タイルカーペット	除塵	真空掃除機で丁寧に吸塵する。

床以外の日常清掃

清掃場所	項目	作業内容
風除室	什器備品除塵	タオル、ダストクロス等で埃を取る。
	扉ガラス部分拭き	汚れが目立つ部分をタオルで水拭き又は乾拭きする。
	金属部分除塵	タオル、ダストクロス等で埃を取る。
交流サロン 活動紹介コーナー ミーティングコーナー ワーキングコーナー 事務室 便所通路 自販機コーナー	ごみ処理	ごみを収集し、ごみ箱を拭く。
	部分拭き	汚れが目立つ部分をタオルで水拭く。
	什器備品除塵	タオル、ダストクロス等で埃を取る。
便所 SK 室	ごみ処理	ごみを収集し、ごみ箱を拭く。
	扉・へだて部分拭き	汚れた部分を、水又は専用洗剤を用いて拭く。
	洗面台拭き	スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し、拭きあげる。
	鏡拭き	乾拭きして仕上げる。
	衛生陶器洗浄	専用洗剤を用いて洗浄し、拭きあげる。 同時に金属類も拭きあげる。
	衛生消耗品補充	トイレットペーパーや水石鹼等を補充する。
	汚物処理	内容物を処理し、容器を洗浄する。
湯沸室	流し台洗浄	中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗浄する。
	厨茶処理	厨茶を処理する。 厨茶容器を中性洗剤で洗浄する。
多目的ルーム キッズコーナー	什器備品等除塵	タオル、ダストクロス等で埃を取る。

追加清掃

清掃場所	項 目	作 業 内 容
風除室	床部分水拭き (硬質床)	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
便所 SK 室	床部分水拭き (弾性床)	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。
	洗面台拭き	汚れた部分を拭く。
	鏡拭き	汚れた部分を拭く。
	衛生陶器洗淨	汚れた部分を洗淨し拭く。
湯沸室	床部分水拭き (弾性床)	汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。

床の定期清掃

清掃場所	区分	項目	作業内容
風除室	硬質床	洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 床面を十分にぬらした後、適性に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないよう塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p>
交流サロン 活動紹介コーナー ミーティングコーナー ワーキングコーナー 事務室 便所通路 自販機コーナー	弾性床	表面洗浄	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適性に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないよう塗布する。</p> <p>(3) 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないよう塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。</p>

床の定期清掃

清掃場所	区 分	項 目	作業内容
便所 SK 室	弾性床	表面洗淨	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適性に希釈した表面洗淨用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗淨用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗淨する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。</p>
湯沸室	弾性床	表面洗淨	<p>(1) 自在箒、フロアダスター（ダストモップ）で丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適性に希釈した表面洗淨用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗淨用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗淨する。</p>

床の定期清掃

清掃場所	区 分	項 目	作業内容
			(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。 (5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。 (6) 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。 (7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。

建物外部の日常清掃

清掃場所	項 目	作 業 内 容
建物外部	除塵	自在箒で塵芥を集める。
	吸い殻	

窓ガラスの定期清掃

清掃場所	項 目	作 業 内 容
窓ガラス	洗浄	(1) ガラス面に適性に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、ガラススクイージーで汚水を切る。 (2) ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 (3) ガラス回りのサッシをタオルで清拭きする。

#### カーペットの定期清掃

清掃場所	項 目	作 業 内 容
キッズコーナー	洗浄	(1) 洗浄用機械でカーペットに適性に希釈した中性洗剤を塗布し、洗浄する。 (2) 洗浄用機械で汚水を吸い取る。

#### 椅子の定期清掃

清掃場所	項 目	作 業 内 容
館内全般	洗浄	(1) いすに付着した埃をブラッシングやバキュームにより除去する。 (2) 適正な洗剤を布部分に撒布する。 (3) タオル等により拭き上げ、汚れを取り除く。 (4) ファン等により風をあて乾燥させる。 ※総数の2/3を常時使用できるようにすること。

#### 什器備品等の除塵

什器備品等の除塵については、監督員の指示に従う。

#### ごみ処理

ごみは、種類ごとに分別し収集する。運搬、処理については、監督員の指示に従う。

#### 衛生消耗品

衛生消耗品のトイレトペーパー、水石鹼は支給とする。

## 清 掃 内 訳

日常清掃 359日 (うるう年は360日)  
(12月29日～1月3日を除く毎日)

床の定期清掃 6回

窓ガラスの定期清掃 4回

カーペットの定期清掃 2回

椅子の定期清掃 1回

## 清掃場所及び仕様区分表

### 1 床の日常清掃

\* 玄関ホールに準じる

清掃場所	床の種類	面積	
風除室	硬質床	28.6 m <sup>2</sup>	

\* 廊下及びエレベーターホールに準じる

清掃場所	床の種類	面積	

\* 便所及び洗面所に準じる

清掃場所	床の種類	面積	
便所	弾性床	35.8 m <sup>2</sup>	
SK室	〃	1.0 m <sup>2</sup>	
		(36.8 m <sup>2</sup> )	

\* 湯沸室に準じる

清掃場所	床の種類	面積	
湯沸室	弾性床	3.4 m <sup>2</sup>	

\* エレベーター

清掃場所	床の種類	面積	台数	

\* 階段

清掃場所	床の種類	面積	

\* 会議室等に準じる

清掃場所	床の種類	面積	
交流サロン	弾性床	} 589.4 m <sup>2</sup>	
活動紹介コーナー	〃		
ミーティングコーナー	〃		
ワーキングコーナー	〃		
事務室	〃	15.2 m <sup>2</sup>	
便所通路	〃	13.3 m <sup>2</sup>	
自販機コーナー	〃	3.6 m <sup>2</sup>	
		(621.5 m <sup>2</sup> )	

清掃場所	床の種類	面積	
多目的ルーム	弾性床	17.8 m <sup>2</sup>	

清掃場所	床の種類	面積	
キッズコーナー	繊維床	20.1 m <sup>2</sup>	

## 2 床以外の日常清掃

\* 玄関ホールに準じる

清掃場所	面積	

\* 廊下及びエレベーターホールに準じる

清掃場所	面積	

\* 便所及び洗面所に準じる

清掃場所	面積	
便所 SK室	35.8 m <sup>2</sup> 1.0 m <sup>2</sup> (36.8 m <sup>2</sup> )	

\* 湯沸室に準じる

清掃場所	面積	
湯沸室	3.4 m <sup>2</sup>	

\* エレベーター

清掃場所	面積	台数	

\* 階段

清掃場所	面積	

\* 会議室等

清掃場所	面積	
交流サロン 活動紹介コーナー ミーティングコーナー ワーキングコーナー 事務室 多目的ルーム キッズコーナー 自販機コーナー	589.4 m <sup>2</sup> 15.2 m <sup>2</sup> 17.8 m <sup>2</sup> 20.1 m <sup>2</sup> 3.6 m <sup>2</sup> (646.1 m <sup>2</sup> )	什器、 備品 除塵

## 3 追加清掃

\* 玄関ホールに準じる

清掃場所	面積	

\* 便所及び洗面所に準じる

清掃場所	面積	

\* 湯沸室に準じる

清掃場所	面積	

#### 4 床の定期清掃

\* 玄関ホールに準じる

清掃場所	床の種類	面積	
風除室	硬質床	28.6㎡	

\* 事務室及び会議室に準じる

清掃場所	床の種類	面積	
交流サロン	弾性床	} 589.4㎡	
活動紹介コーナー	〃		
ミーティングコーナー	〃		
ワーキングコーナー	〃		
事務室	〃	15.2㎡	
便所通路	〃	13.3㎡	
自販機コーナー	〃	3.6㎡	
		(621.5㎡)	

\* 廊下及びエレベーターホールに準じる

清掃場所	床の種類	面積	

\* 便所及び洗面所に準じる

清掃場所	床の種類	面積	
便所	弾性床	35.8㎡	
SK室	〃	1.0㎡	
		(36.8㎡)	

\* 湯沸室に準じる

清掃場所	床の種類	面積	
湯沸室	弾性床	3.4㎡	

\* エレベーター

清掃場所	床の種類	面積	台数	

\* 階段

清掃場所	床の種類	面積	

#### 5 建物外部の日常清掃

清掃場所	面積	
建物外部		

#### 6 窓ガラスの定期清掃

清掃場所	面積	
窓ガラス 普通板ガラス (飛散防止 フィルム)	152.4㎡	
強化板ガラス 網入りガラス	36.4㎡	

7 カーペットの定期清掃

清掃場所	面積	
キッズコーナー	20.1 m <sup>2</sup>	

8 椅子の定期清掃

清掃場所	面積	
館内全般		
パイプチェア	132脚	オカムラ 8109ZZ、脚:スチールパイプ、座面・背板:布張り
肘なしチェア	5脚	オカムラ 8SC11A、脚:ポリアミド、座面:布張り、背板:ブナ成形合板
可動肘チェア	3脚	オカムラ 8SC11C、脚:ポリアミド、肘:ポリプロピレン、座面:布張り、背板:ブナ成形合板

<一般委託>

横須賀市立市民活動サポートセンターから排出される産業廃棄物収集運搬業務委託（一般委託）仕様書（例）

標記産業廃棄物収集運搬業務委託の内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀市立市民活動サポートセンターから排出される産業廃棄物（缶びんペットボトル、容器包装プラスチック、不燃ごみ）の収集運搬を行うこと。
2	履行期間	令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日
3	施行場所	横須賀市立市民活動サポートセンター（横須賀市本町3-27）
4	予定数量	<p>廃棄物の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・缶びんペットボトル（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず） ・・・ 〇〇袋（〇〇t）</li> <li>・容器包装プラスチック（廃プラスチック類） ・・・ 〇〇袋（〇〇t）</li> <li>・不燃ごみ（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず） ・・・ 〇〇袋（〇〇t）</li> </ul> <p>※45リットル1袋当たりの重量目安 缶びんペットボトル2.4kg、容器包装プラスチック1.1kg、不燃ごみ3.6kg ※ただし、重量目安は参考であり、この重量を保証するものではありません。</p>
5	業務内容	別紙「産業廃棄物収集運搬業務委託仕様書」「産業廃棄物収集運搬作業仕様書」とおり
6	適正な処理のために必要な情報	<p>(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿 缶びんペットボトル、容器包装プラスチック及び不燃ごみの3種類を各々、45リットル透明ビニール袋に入れて排出</p> <p>(2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 性状の変化なし</p> <p>(3) 他の廃棄物との混合等により生じる支障 支障なし</p> <p>(4) その他取扱う際に注意すべき事項 なし</p>
7	関係法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。
8	資格要件	<p>本業務履行については、下記の資格を有すること。</p> <p>①横須賀市の産業廃棄物収集運搬業許可（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）を有すること。</p> <p>②横須賀市の一般廃棄物収集運搬業許可を有していること。</p>
9	契約方法	総価による業務委託契約（一般委託）
10	支払方法	本件は各月末締めをもって業務実績に基づき受託者の請求により精算する。 ただし、消費税として精算額に、税率相当額を加算（円未満の端数切捨て）するものとする。
11	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
12	監督員連絡先	担当 〇〇 TEL 〇〇-〇〇-〇〇

<指示又は希望事項>

グリーン物品購入及び環境配慮関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。（上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
------------------	--

## 産業廃棄物収集運搬業務委託仕様書（例）

本仕様書は、市民活動サポートセンターから排出される産業廃棄物収集運搬の委託業務事項を定める。

### 1 目的

市民活動サポートセンターから排出される産業廃棄物（缶びんペットボトル、容器包装プラスチック、不燃ごみ）の収集運搬を行うこと。

### 2 業務期間

令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで。

### 3 契約方式

総価契約とする。

### 4 資格要件

- (1) 横須賀市の産業廃棄物収集運搬業許可（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）を有すること。
- (2) 横須賀市の一般廃棄物収集運搬業許可を有していること。

### 5 関係法規

収集運搬業務の遂行にあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及びその他の関係法令を遵守すること。

### 6 業務内容

- (1) 市民活動サポートセンターから排出される缶びんペットボトルと容器包装プラスチックを週1回ずつ、不燃ごみは月2回の収集を行い、年間126回の収集運搬を実施する業務。
- (2) 排出された各品目の袋数を確認すること。
- (3) 受託者は次の計画及び報告、車両の配置について委託者の承認を得なければならない。
  - ・年間収集計画
  - ・収集実績報告
  - ・収集運搬登録車両届なお、収集運搬の実施にあたっては、収集運搬実績報告書及び業務完了届を各月末日に委託者に提出し、検査を受けること。

### 7 使用車両

- (1) ごみの収集に適している車両を使用することとし、業務開始前に使用車両を委託者に報告すること。
- (2) 使用車両を変更する場合は、委託者へ届け出ること。
- (3) 収集運搬する車両は産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けるにあたって使用車両として届け出た車両であること。
- (4) 運搬にあたっては飛散防止等の措置を取ること。

8 安全の確保

交通安全に留意し、事故が生じた場合は、受託者が適切な対応を行うこと。

9 委託料の支払い

支払いは、各月末締めをもって業務実績に基づき、受託者の請求により支払うものとする。各月末日に収集運搬実績報告書及び完了届を提出し、委託者の検査を受けること。

10 賠償責任

委託業務において事故があったときは、賠償の責任は、その原因が委託者の責に帰すべき場合を除き、受託者が負うものとし、直ちに報告すること。

11 その他

- (1) 作業にあたっては、事前に委託をした内容を忠実にを行うこと。
- (2) 紙マニフェストは委託者が用意する。
- (3) 排出用に指定した45リットル透明ビニール袋は委託者が用意する。
- (4) この仕様書に定めのない事項について、疑義がある場合は、委託者と受託者の協議により決定する。

## 市民活動サポートセンター産業廃棄物収集運搬作業仕様書（例）

本仕様書は、委託者（以下「甲」という。）から排出される産業廃棄物の収集運搬に関して、次のとおり定める。

### （目的）

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、甲から排出される産業廃棄物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係法令に従って、適正に処理することを目的とする。

### （委託内容）

第2条 乙は、自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付しなければならない。なお、許可事項に変更があったときも同様とする。

2 甲が、乙に収集運搬を委託する産業廃棄物の種類及び予定数量は、次のとおりとする。

種類： （一般委託）仕様書のとおり

数量： 総価契約による

3 乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する別紙の処分業者の事業場に搬入する。

4 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

5 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、履行期間中に収集運搬業務を他人に委託する必要がある場合、乙は、書面による甲の承認を得て、法令の定める再委託基準に従うことにより、収集運搬業務を再委託することができる。この場合において、乙は、甲の要求があったときは、この再委託を乙の責任において解除しなければならない。

6 甲は、委託する産業廃棄物の収集運搬にあたり、必要に応じて日時等を指示する。

7 乙は、甲又は甲の指定する職員の指示に従い、この業務を履行しなければならない。

8 甲は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェスト伝票を乙に交付する。

### （義務と責任）

第3条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次の事項についてあらかじめ乙に提供するものとする。

(1) 産業廃棄物の性状及び荷姿

(2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

(3) 他の廃棄物との混合等により生じる支障

(4) その他取扱う際に注意すべき事項

2 甲は、委託する産業廃棄物の収集運搬に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないように注意する。万一混入したことを知り得たとき、または必要な情報に変更があったときは、直ちに乙に通知しなければならない。

(甲乙の責任範囲)

第4条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分施設における荷降ろし作業が完了するまで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）が生じたときは、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。

(委託業務終了報告)

第5条 乙は、甲から委託された業務が終了した後、マニフェストB 2票の送付とは別に、1ヶ月ごとに業務終了報告書を作成し、甲に提出する。

(検査等)

第6条 乙は、この業務が完了したときは、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格のものがあるときは、甲の指定する期日までに速やかに履行しなければならない。

(契約の解除)

第7条 甲、乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければ、この契約は解除できない。

(協議)

第8条 この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(仕様書第2条第3項関係)

## 処分又は再生を行う事業場（缶びんペットボトル）

### 1 中間処分先

事業場の名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_  
処分の方法 : \_\_\_\_\_  
施設の処理能力 : \_\_\_\_\_

### 2 最終処分先または再生先

○最終処分

事業場の名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_  
処分の方法 : \_\_\_\_\_  
施設の処理能力 : \_\_\_\_\_

○再生

事業場の名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_  
再生の方法 : \_\_\_\_\_  
施設の処理能力 : \_\_\_\_\_

(仕様書第2条第3項関係)

## 処分又は再生を行う事業場（容器包装プラスチック）

### 1 中間処分先

事業場の名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_  
処分の方法 : \_\_\_\_\_  
施設の処理能力 : \_\_\_\_\_

### 2 最終処分先または再生先

○最終処分

事業場の名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_  
処分の方法 : \_\_\_\_\_  
施設の処理能力 : \_\_\_\_\_

○再生

事業場の名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_  
再生の方法 : \_\_\_\_\_  
施設の処理能力 : \_\_\_\_\_

(仕様書第2条第3項関係)

## 処分又は再生を行う事業場（不燃ごみ）

### 1 中間処分先

事業場の名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_  
処分の方法 : \_\_\_\_\_  
施設の処理能力 : \_\_\_\_\_

### 2 最終処分先または再生先

○最終処分

事業場の名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_  
処分の方法 : \_\_\_\_\_  
施設の処理能力 : \_\_\_\_\_

○再生

事業場の名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_  
再生の方法 : \_\_\_\_\_  
施設の処理能力 : \_\_\_\_\_

(仕様書第3条関係)

### 適正処理に必要な情報の提供

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿
- (2) 通常の保管状況での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生じる支障
- (4) その他取扱う際に注意すべき事項

下記別表の通り

廃棄物の種類	性状 及び 荷姿	腐敗・揮発等	混合等支障	その他注意事項
缶びんペットボトル	45リットル透明ビニール袋に入れて排出	なし	なし	なし
容器包装プラスチック (廃プラスチック類)	45リットル透明ビニール袋に入れて排出	なし	なし	なし
不燃ごみ (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	45リットル透明ビニール袋に入れて排出	なし	なし	なし